

NO.216



発行責任者 渡辺 信行

印刷 山陽印刷(株)



(公社)神奈川労務安全衛生協会

横浜南支部

〒231-0011

横浜市中区太田町1-20

三和ビル4F

TEL 045(651)4701

FAX 045(651)0862

令和3年度労働基準行政の重点施策（神奈川労働局）

～すべての人がいきいきと働けるかながわを目指して～

ウイズコロナ時代に対応した労働環境整備、生産性向上の推進

1 「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備

●「新しい働き方」に対応した良質な雇用型テレワークの導入・定着促進

適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、テレワーク相談センター等が行う個別相談及びセミナーの案内、改定されたテレワークガイドラインを周知するとともに、中小企業事業主に対して、テレワークを導入し、雇用管理改善等に効果を上げた場合に助成金を支給する支援を行います。

●ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり

○新たに「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を労働局健康課に設置し、企業・労働者の相談等に対応します。

○「職場における5つのポイント」、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用して、感染症防止の基本的事項の確認や職場の実態に即した実行可能な対策を促します。

●働き方改革の実現に向けた取組

○令和2年4月から時間外労働の上限規制が適用されている中小企業における「働き方改革」の取組を支援する丁寧な対応を行います。

・法令に関する知識、労務管理体制の状況に応じて、改正労働基準法の内容や取組事例などきめ細やかな情報を提供します。

・法違反が認められた場合でも、感染症による影響、労働時間の動向、人材確保の状況、取引実態等を踏まえながら、自主的な改善を促進します。

○自動車運送事業、建設業など上限規制適用猶予業種・業務を対象に、説明会を開催して自主的な取組を促進します。

○時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。

●労働条件の確保・改善対策

○大量整理解雇等事案について適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施するとともに、解雇、休業手当不払等に係る申告や、未払賃金立替払制度の対象となる事案への迅速な対応等を行います。

○賃金や労働時間などの基本的な法定労働条件に関し、労働基準法等の遵守徹底を図ります。また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

2 最低賃金制度の適切な運営

●神奈川県最低賃金 1,012円（効力発生日 令和2年10月1日）

神奈川県の最低賃金額について、あらゆる機会をとらえて広く周知を図るなどにより、最低賃金制度の適正な運営を行います。

3 安全で健康に働ける環境整備

●県内の労働災害発生状況

令和2年の死亡災害（2月末速報値）は、昨年に比べ12人増加し36人でした。また、休業4日以上死傷災害（上記同様）は、7,166人と前年同期に比べ209人増加し、業種別では陸上貨物運送事業（1,033人）、小売業（969人）、製造業（913人）、社会福祉施設（839人）、建設業（790人）の順で発生しており、中でも卸・小売業、社会福祉施設をはじめとする第三次産業は、4,015人と全体の56%を占める結果となりました。なお、事故の型別では、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」及び「墜落・転落」の順で発生しました。

●第13次労働災害防止推進計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

○死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

建設業における墜落・転落災害の防止、製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止対策を推進します。

○労働災害が多発傾向にある、又は減少がみられない業種への対応

小売業・飲食店・社会福祉施設などの第三次産業及び陸上貨物運送事業に対し、労働災害の防止対策を推進します。

○全ての業種に向けた労働災害防止への対応

全ての業種に対し、転倒災害の防止、高年齢労働者労働災害の防止及び熱中症における労働災害の防止対策を推進します。

●産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

○産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策も含めて、これらの取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。

○「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の周知を行います。

●化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

危険有害性のある化学物質に関するリスクアセスメント化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート（SDS）の交付の徹底、これらを踏まえたリスクアセスメントの実施を推進します。また、改正された石綿障害予防規則の周知指導の徹底をする等の施策の充実を図ります。

令和3年 新年安全衛生祈願

開催日：2021年1月7日(木)

場 所：伊勢山皇大神宮

新年あけましておめでとうございます。

新型コロナウイルスが世界規模で拡大する中で、新しい年を迎え、横浜の総鎮守 神奈川県宗社（総氏神）として親しまれる伊勢山皇大神宮にて、今年一年間の安全と衛生を祈願する「新年安全衛生祈願式」を執り行いました。今年は、新型コロナウイルス対策として、会員会社様の御出席はご遠慮いただき、限られた人員での祈願とさせて頂くと同時に、参拝の後の賀詞交歓会を中止にさせて頂きました。

当日は、新時代のスタートに相応しく晴れやかな日となり、当神奈川労務安全衛生協会横浜南支部も、横浜南労働基準監督署 河野署長ならびに神奈川労務安全衛生協会 古屋本部事務局長に参列を賜り、渡辺支部長（日清オイリオグループ(株)）上山副支部長代理（(株)総合車両製作所）にご出席いただき、厳かな式典となりました。

皆様におきましては、ご自身とご家族、また周囲の方々を守り、新型コロナウイルスの感染防止や拡大阻止のために出来ることを今一度、確認をお願いするとともに、コロナ禍を共に乗り越えることを願っております。

また、働くすべての人が健康で災害の無い、豊かな心で幸せに暮らせることが我々全員の願いです。神奈川労務安全衛生協会横浜南支部としても、横浜南労働基準監督署殿のご指導の下、労働災害の無い、安全な職場づくりに努力してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。



左から、上山副支部長代理、河野（かわの）監督署長、渡辺支部長、古屋本部事務局長

安全部会

衛生推進者・安全衛生推進者養成講習

労働安全衛生法で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する一定の事業所においては、一定の資格要件を満たしている者の中から「安全衛生推進者」を選任し、安全衛生に関する業務を担当させなければならないと定められています。当講習会はその養成を目的に、今年度、第3回目を開催いたしました。

本講習会は、コロナ感染の緊急事態宣言期間中でありましたが、感染予防対策として、受講者の皆様へ事前に健康チェック表の配布を行い記入して頂き、当日の会場にて、そのチェック表で体調に異常が無いことを確認すると共に、検温・マスク着用・室内の換気・距離確保等の対策を行い、開催しました。

横浜南労働基準監督署管内における令和2年12月末現在の労働災害の状況を見ますと、死亡災害は2件で建設業の土木工事業・建築工事業で各1件発生しています。本年度は、厚生労働省の第13次労働災害防止計画の3年目を向かえ、安全衛生推進者を選任し、より一層の安全

開催日：2021年1月25日(月)、26日(火)

参加者：衛生推進者2名、安全衛生推進者24名 計26名

場 所：万国橋会議センター

衛生対策の推進が重要となっております。

当講習会ですが、各講師より「安全管理」「作業環境管理と作業管理」「安全衛生教育」「関係法令」「健康の保持増進」「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等」についての講習が2日間に亘って行われ受講者の方々も熱心に受講されていました。

受講者の方々が当講習で学んだ知識を活用し、職場の安全衛生水準の向上が一層図られる事を期待いたします。また、令和3年度もコロナ禍での開催となりますが、予防措置を講じて万全な準備で対応しますので、ご参加をお願いいたします。



運営部会

職長教育講習会

今年度3回目になります横浜南支部主催の職長教育を万国橋会議センターで、受講者31名が参加し、2月3日、4日の2日間に亘り行われました。

職長教育（監督者安全衛生教育）講習会は、労働安全衛生法第60条に定められたもので、「事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当する時は、新たに就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指揮又は監督する者（作業主任者除く）に対し、安全衛生のための教育を行わなければならない」とする法定講習です。

1日目は、RSTトレーナの山科講師から職長の役割、職長の職務、設備の改善、環境改善の方法と改善の保持、作業方法の改善、作業に関わる設備及び作業場所の保守管理の方法について講義が行われました。

2日目は、経営教育コンサルタント辻講師による作業手順の定め方・作業方法の改善（班別討議、発表含む）、リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスクの低減措置等についての講義を受け、リスクアセスメントの実習も行いました。

これらの内容は、労



開催日：2021年2月3日(水)、4(木)

参加者：31名

場 所：万国橋会議センター

働者を災害から守り、安全に仕事ができるように指揮命令を行う職長が、身に付けておくべき事柄を学ぶ非常に大切な講習で、現場で部下を指揮命令する場合は、相手が理解できる言葉で具体的に説明し、安全に出来るまで教えることが肝要となります。

受講者の皆様が本講習で得られた知識を活用し、職場での安全衛生水準の向上と一緒に働く仲間の安全意識向上が図られることを期待いたします。

また、今年から職長業務に就いて5年を経過した方を対象に「職長能力向上教育」が始まりました。安全管理の進展や法律改正等変化していますので、職場での安全衛生水準の一層の向上を図るために、対象となる方の受講をお待ちしています。



監督署だより

〈表1〉 令和2年（1月～12月）発生 業種別 労働者死傷病報告受理状況

(令和3年2月末日現在)

横浜南労働基準監督署

業 種		休業4日以上死傷者数			対前年同期比 増減率
		令和2年	平成31年	対前年増減	
製造業	食 料 品 製 造 業	30	28	2	-16.0%
	繊維・繊維製品製造業				
	木材・木製品製造業	1		1	
	パルプ・紙・紙加工品・印刷製本業	1		1	
	化 学 工 業	3	1	2	
	窯業・土石製品製造業	2		2	
	鉄鋼・非鉄金属製造業		1	-1	
	金属製品製造業	5	10	-5	
	一般機械器具製造業	2	9	-7	
	電気機械器具製造業	2	1	1	
	輸送用機械器具製造業	8	11	-3	
	電気・ガス・水道業	3	1	2	
	その他の製造業	6	13	-7	
	小 計	63	75	-12	
鉱 業					
建設業	土 木 工 事 業	(1) 15	26	-11	-18.1%
	建 築 工 事 業	(1) 40	49	-9	
	うち木造建築業	6	10	-4	
	その他の建設	13	8	5	
	小 計	(2) 68	83	-15	
運輸貨物業	道路貨物運送業	69	64	5	-6.6%
	その他の運輸交通業	49	57	-8	
	陸上貨物取扱業	13	24	-11	
	港湾運送業	25	(1) 22	3	
	小 計	156	(1) 167	-(1) -11	
その他の事業業	商 業	111	133	-22	-4.7%
	うち小売業	82	120	-38	
	保健衛生業	97	98	-1	
	うち社会福祉施設	80	71	9	
	旅館業	2	9	-7	
	飲食業	50	49	1	
	ゴルフ場	5	2	3	
	清掃業	26	22	4	
	ビル管理業	41	(1) 54	-(1) -13	
	上記以外の業種	91	(2) 77	-(2) 14	
	小 計	423	(3) 444	-(3) -21	
合 計		(2) 710	(4) 769	-(2) -59	-7.7%
死 亡 者 数		2	4	-2	

(注) 1. () 書きは、死亡者数で死傷者数の内数である。

2. 単位：人

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

実施できて いれば ☒	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

① すべての確認事項に☒がつかない場合

- リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～」を確認しましょう！」に掲載された「職場における感染防止対策の実践例」などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。



リーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。

② すべての確認事項に☒がついた場合

- 厚生労働省ホームページに掲載された「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。



チェックリストは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。

厚生労働省・神奈川県労働局

R3.2

職場における感染防止対策について～新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、一人一人が感染拡大を予防する「新しい生活様式」などを実践していただくとともに、職場における感染防止対策を実施していただくことが必要です。

働く方々と利用者の方々への感染を防ぐことは、事業活動を継続するためにも極めて重要です。

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を御活用いただくなどにより、引き続き、事業者の方々が、職場における感染防止対策に御取組いただくとともに、働く方々や利用者の方々におかれましても、感染防止に向けた御理解・御協力をお願いいたします。

☆☆まずはチェック！！☆☆

- 「職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！」



リーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。
(以下のリーフレットも同様)

実施状況 確認	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

裏面に5つのチェックあります

① すべての確認事項に☒がつかない場合は…

- 「事業者の皆様、労働者の皆さまへ職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～」を確認しましょう！」



② すべての確認事項に☒がついた場合は…

- 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 神奈川県労働局

R3.2

2021年4月～

36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

36協定届における押印・署名の廃止

労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。
※記名はしていただく必要はありません。

36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

労働者が同意したうえで労働双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

36協定の適正な締結に向けて、労働者代表※に
ついてのチェックボックスが新設されます。
※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

過半数代表者の選任にあたっての留意事項

管理監督者でないこと
36協定を締結する者を提出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
使用者の意向に添って選出された者でないこと

36協定の協定当事者に関する

チェックボックスの新設

新様式？旧様式？

2020/12/21 旧様式
2020/12/22 旧様式
2021/3/31 旧様式
2021/4/1 新様式

※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を記載した紙を添付して届け出ることもできます。（紙面参照）

時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

- 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定（労使協定）を締結
- 36協定（労使協定）の内容を36協定届（様式第9号等）に記入
- 36協定届を労働基準監督署に届出
- 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

労働者代表 ①合意のうえ、締結
使用者 ③36協定届を届出
労働基準監督署 ④労働者に周知

②36協定（労使協定）の内容を36協定届に記入

電子申請による届出が可能

36協定届様式のダウンロード
労働基準監督署 検索

そのままだけの36協定届を作成
スマートフォン労働条件 検索

36協定届の電子申請はこちら
労働条件 電子 検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (2020.12)

36協定届の記載例

（様式第9号（第16条第1項関係））

◆ 36協定で締結した内容を協定届（本様式）に記載して届け出てください。
36協定届（本様式）を用いて36協定を締結することもできます。
その場合には、記名押印又は署名など労働双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労働当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。
なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

◆ 36協定の届出は電子申請でも行うことができます。
◆（任意）の欄は、記載しなくても構いません。

表面

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類 事業場の名称 事業場の所在地（電話番号） 協定の有効期間

金属製品製造業 OO金属工業株式会社 OO工場 (平) 000-0000 OO市OO町1-2-3 (電話番号: 000-0000-0000) 0000年4月1日から1年間

労働者数 労働時間 1日 1ヶ月 1年

受注の集中 設計 10人 7.5時間 3時間 3.5時間 30時間 40時間 250時間 370時間

製品不具合への対応 検査 10人 7.5時間 2時間 2.5時間 15時間 25時間 150時間 270時間

臨時の受注、納期変更 機械組立 20人 7.5時間 2時間 2.5時間 15時間 25時間 150時間 270時間

月末の決算事務 経理 5人 7.5時間 3時間 3.5時間 20時間 30時間 200時間 320時間

棚卸 購買 5人 7.5時間 3時間 3.5時間 20時間 30時間 200時間 320時間

1日の法定労働時間を超える時間数を定めよう。1か月の法定労働時間を超える時間数を定めよう。1年間の法定労働時間を超える時間数を定めよう。

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とするのが望ましいです。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選出することを明確にした上で、投票、挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。

使用済による署名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。

チェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合している協定届とはなりません。

管理監督者は労働者代表にはなりません。協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印が必要です。

旧様式で届け出る場合は、点線枠内の記載を余白に追記するか、点線枠内の記載を転記した紙を添付してください。

「業務改善助成金」のご案内

～ニーズに応えた低額のコースを新設～

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に準じた費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



検索

概要

※令和3年2月1日より申請受付開始

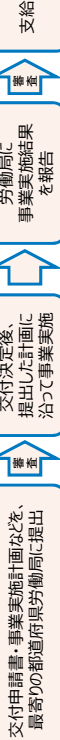
コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が300円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 ※2 生産性要件を満たした場合は 9/10 ※1
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が300円未満 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 ※1
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		

（※1）ここでの「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づき生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合に、加算して支給されます。

（※2）対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年1月現在）
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、山梨、石川、福井、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ



ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 日本政策金融公庫にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットで確認ください。

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。
【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

【参考：令和3年度の業務改善助成金について（予定）】

コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が300円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10
	2～3人	30万円		
	4～6人	50万円		
	7人以上	70万円		
30円コース	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が300円未満 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5
	2～3人	50万円		
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
60円コース	1人	60万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が300円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5
	2～3人	90万円		
	4～6人	150万円		
	7人以上	230万円		
90円コース	1人	90万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が300円未満 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5
	2～3人	150万円		
	4～6人	270万円		
	7人以上	450万円		

（※）上記コースは、令和3年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますので、ご注意ください。



厚生労働省

(R3.2.1)

事務局だより

新規会員の募集

（公社）神奈川労務安全衛生協会横浜南支部では、地域内（中区、南区、港南区、磯子区、金沢区）事業所の皆様に向けて、当協会への加入の促進活動を推進しております。

近隣やお知り合いの事業所等でまだ未加入の事業所様がいまいましたら、南支部事務局まで、ご紹介ください。



支部通常総会のお知らせ

- ・日 時：2021年5月13日(木) 午後3時より
・会 場：かながわ労働プラザ（Lプラザ） 3階多目的ホール A
JR石川町駅中華街口（北口）徒歩3分
・内 容：①労務安全衛生功労者表彰
②2021年度事業経過報告並びに2021年度事業計画審議
*新型コロナウイルス感染予防のため総会出席者を役員事業所に限定し開催させていただきます。本来、多くの会員事業所様に出席いただく総会ですが諸般の情勢に鑑みご容赦をお願いいたします。
*会員事業所様におかれましては、委任状の提出にご協力をお願いいたします。

全国安全週間横浜南地区推進大会について

- ・日 時：2021年6月8日(火) 午後1時30分より
・会 場：横浜市開港記念会館
横浜市中央区本町1丁目6番地
*多数の方のご参加お待ちしております。

出張講習について

会員事業所様に出向いて、安全衛生教育、特別教育等出張講習を行います。
受講者の人数がまとまるのが条件になりますが、出張講習の要望がありましたら支部事務局までお問い合わせください。
横浜南支部 TEL：045-651-4701

講習会のご案内について

講習会開催のご案内について、会員事業所様にこれまで同様に3ヶ月前にメールまたはFAXでお知らせいたします。

加えて、**ホームページの公開、NET申し込み受付を6ヶ月前から開始するよう変更いたします。**受講計画の早めの予定や、より多くの方に受講いただくことを目指して変更いたしますので、ホームページの情報をご利用ください。

溶接ヒューム特化物に適用にされます！

令和3年4月1日から溶接ヒュームが特定化学物質に適用されることに伴い、アーク溶接等作業では「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」を修了した方から作業主任者の選任が必要になります。同技能講習について、協会本部は開催回数を増やしてお待ちしています。技能講習について、協会本部又は横浜南支部へお問い合わせください。

横浜南支部行事予定（４月～７月分）

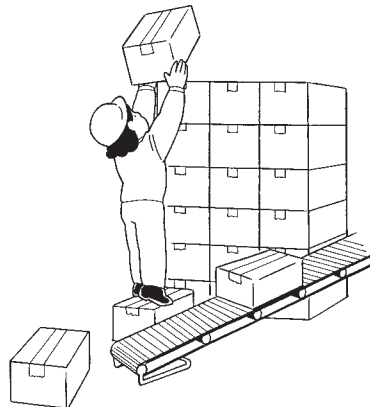
行事内容	会 場	実 施 日
新入社員安全衛生教育	万国橋会議センター	4月14日
職 長 教 育	万国橋会議センター	4月21日22日
支 部 通 常 総 会	かながわ労働プラザ	5月13日
安全管理者選任時研修	万国橋会議センター	5月19日20日
全国安全週間横浜南地区推進大会	開 港 記 念 会 館	6月8日
安全衛生委員講習会	万国橋会議センター	6月9日
K Y Tリーダー養成講習会	万国橋会議センター	6月15日
衛生推進者・安全衛生推進者養成講習	万国橋会議センター	6月23日24日
有機溶剤特別教育	万国橋会議センター	7月9日
危 険 体 験 研 修	日清オイリオグループ(株)	7月8日
安全管理者選任時研修	万国橋会議センター	7月14日15日

クイズ どんな危険？

-- コロコンベアーで製品整理 --

狀況：

あなたは、工場よりコロコンベアーで入庫してくる製品（1個 10kg）を踏台にして、高いところに積んでいる。



(中央労働災害防止協会「短時間 KYT イラストシート集」より)
(KYT-10)

1. 製品を踏台にして伸び上がったとき、踏台がぐらつき転倒する。
2. 高いところに積もうとしま先立って製品を積んでいるため、よろめいて落ちる。
3. 製品を伸び上がって積んでいるので、積んだ荷が傾いて落下し身体に当たる。
4. コロコペターから流れてくる製品が、足に当たり転倒する。
5. ぐらつき製品を伸び上がって積んでいるので腰を痛める。

編集後記

今年になってから望ましくない事故や災害が発生している。私は約20年安全衛生を担当しているがこのような事象は一度も経験したことがない。強風によって、ストッパーのないゴミ箱の蓋が飛ばされ、蓋とゴミ箱にケーブルを結んだ。また、強風で廃棄するキャビネットのガラス付き扉を10枚重ねていたが2枚倒れて損壊したため、虎ロープで結んだ。台風前にはパレットなどを虎ロープで飛越防止のため結んではいるが台風以外に結んだことはない。

また、荷重8トン表示のマンホールの真ん中が一部割れ崩落したが、幸いにも災害がなかった。設置は1988年である。

最後に、22kgある排水溝のコンクリート蓋が何らかの理由でずれて、従業員がその蓋の上に足をのせた際、蓋がぐらつき転倒し、右掌と右膝を打撲、裂傷した。その蓋には、ずれ止めはなく、現在、ずれ止め付きの蓋を手配中である。設置は1983年である。

いっ事故や災害の危険に遭遇するかもしれないことを今まで以上に自分の頭で考えて、安全意識の感受性を高めなければならないと改めて感じている。(MK)